

令和2年4月16日提供

問い合わせ先	
担当課	文化観光局 文化部 文化財課
直通	072-228-7198
内線	4654
F A X	072-228-7228

堺市指定有形文化財を新たに3件指定しました

令和2年3月16日に開催された教育委員会定例会において、堺市文化財保護審議会の答申に基づく議決を経た後、令和2年3月19日付けの教育委員会告示をもって、堺市内に所在する『木造薬師如来坐像』、『紙本墨書 雑阿含経（ぞうあごんきょう） 卷第三十六』及び『日置荘西町窯跡群出土 須恵器製作用具』を、下記のとおり堺市指定有形文化財として新しく指定しました。

本指定制度は、堺市文化財保護条例に基づき、市内に所在する文化財の保存と活用のために必要な措置を講じ、市民の文化的向上に資することを目的としており、今回の指定により、堺市指定文化財は合計52件となりました。

記

■今回指定した堺市指定有形文化財

【彫刻】木造 薬師如来坐像 一躯 （宗教法人 開口神社 堺区甲斐町東2丁1-29）

本像は開口神社境内の薬師社に祀られている仏像で、平安時代の制作と考えられます。堺環濠都市区域の平安時代の仏像彫刻は類例が少なく、開口神社の神宮寺であった念仏寺に関連する仏像として、また現在も現地に伝えられている点においても大変貴重です。

【典籍】紙本墨書 雑阿含経 卷第三十六 一卷 （宗教法人 法道寺 堺区百舌鳥夕雲町2丁大仙公園内 堺市博物館寄託）

雑阿含経とは、比較的短い経典が集成されたもので、全五十巻からなります。この経典は、近年に行われた調査において、聖武天皇の皇后である光明皇后（702～760年）が発願した一切経の一つである、通称「五月十一日経」の内の一巻であると判定されました。この「五月十一日経」は、全国でも11巻が確認されているのみで、極めて重要です。

【考古資料】日置荘西町窯跡群出土 須恵器製作用具 一括 （南区稲葉1丁3142 堺市文化財調査事務所保管）

本資料は平成元年（1989年）の発掘調査において、須恵器窯跡に伴う灰原の下に堆積する旧河道の埋土中から出土した、6世紀の木製叩き板3点、木製当て具1点です。これらは甕や壺などを製作する工程で、器形や器壁を調整するために、内面に当て具を当てがい、叩き板で外面を叩くといった、粘土を叩き締める作業に用いる用具で、須恵器の製作技術を具体的に示す考古資料として価値が高く貴重です。

■指定日

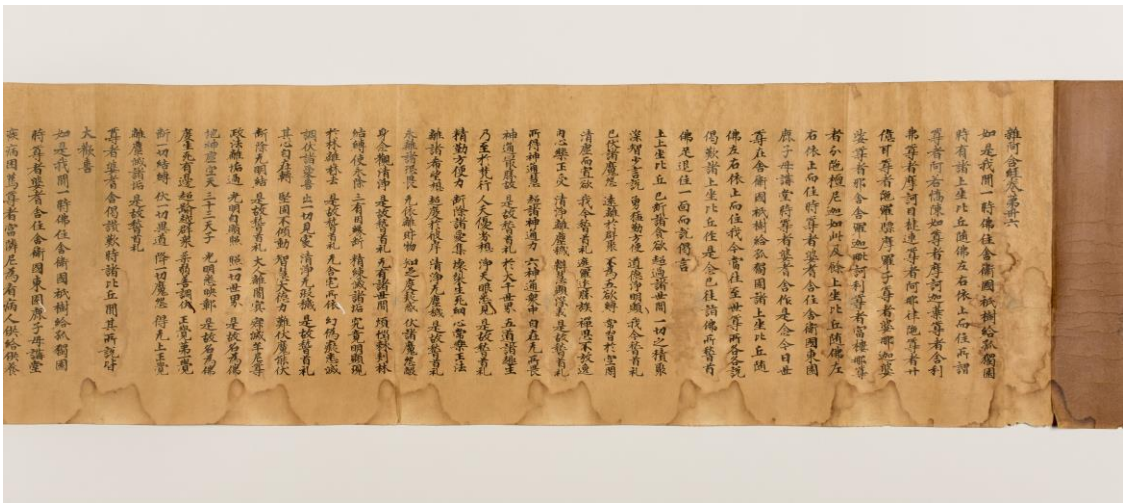
令和2年3月19日



木造 薬師如来坐像



日置荘西町窯跡群出土 須恵器製作用具



紙本墨書 雜阿含經 卷第三十六

令和元年度 堺市指定有形文化財